

令和５年度農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）

（農山漁村発イノベーション推進事業（農泊推進型）のうち 広域ネットワーク推進事業「近畿農政局農泊推進プロモーション」） 公募要領

第１ はじめに

農林水産省は、日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ農山漁村滞在型旅行を「農泊」として、農山漁村地域における所得向上と地域活性化施策として推進してきました。

こうした中、新型コロナウイルス（COVID-19）の世界的な感染拡大の影響により、今なお農泊地域での宿泊、食事、地域物産販売等の経済活動が低迷・縮小しているところもあるが、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けが「５類感染症」に変更されたことに伴う農泊地域への来訪を回復・拡大することが農山漁村地域の活性化には重要です。

このため、世界的に行動制限が解除され、また、２年後に控えた大阪・関西万博により、インバウンド需要が急速かつ大幅に高まると考えられることから、それらに対応するための取組に対し、農山漁村振興交付金（以下「振興交付金」という。）を交付します。

なお、振興交付金の応募方法及び交付対象となる団体等については、この公募要領を御覧ください。

また、交付を希望する場合には、この公募要領のほか、農山漁村振興交付金交付等要綱（令和３年４月１日付け２農振第３６９５号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）及び農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和４年４月１日付け３農振第２９２１号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）及び実施要領別記４を必ずお読みいただき、必要な提出書類を以下の公募期間内に提出願います。

公募期間：令和５年７月５日（水）から令和５年７月１８日（火）まで
（郵送による提出の場合も、同日１７時までに必着すること。）

第２ 事業内容等

この公募要領により公募を行う事業は、次の１に掲げる取組とし、その事業内容、事業実施主体等については、次のとおりです。

１ 事業内容

事業の内容は、近畿農政局農泊推進プロモーション（以下「本事業」という。）です。なお、具体的な事業内容、公募上限額及び公募予定数は、別表２に定めるとおりです。

2 事業実施主体

事業実施主体は、実施要領別記4の別表1の事項7（3）に記載されている次に掲げる者とします。

特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は民間企業。

3 事業実施期間

本事業の実施期間は、補助金の交付決定日から令和6年3月31日までとします。

4 その他

本事業を通じて得られた知見及び成果は、今後の農泊の推進に係る施策の検討等に活用されることから、事業実施主体は業務上知り得た情報を守秘することを誓約していただきます。

第3 提案書の作成及び提出等

1 応募に必要な書類

（1）令和5年度農山漁村振興交付金事業実施提案書（別添）

農山漁村振興交付金事業実施提案書（以下「提案書」という。）には、事業の取組内容や主な経費、実施体制等の具体的な計画について記入してください。

なお、振興交付金の対象経費の区分については、別表1を参照ください。

（2）組織の概要、活動内容等を示す以下に掲げる資料（提案書に添付すること。）

ア 設立趣意書、定款、寄附行為及び規約

イ 提案者の活動内容の概要が分かる資料

ウ 提案者の過去3年間の事業報告（国、地方公共団体等公的機関から助成を受けて事業を行った実績がある場合、その内容が確認できる資料、また、設立して間もない団体については、設立後現在までの間についての事業実績が分かる資料）

エ 提案者の過去3年間の収支決算（決算書、貸借対照表及び損益計算書、また、設立して間もない団体については、設立後現在までの収支決算を確認できる資料）

オ 役員・職員名簿及び組織図

カ 提案者の取組を主導する運営責任者（プロジェクトマネージャー）のこれまでの取組実績、履歴、企画案の実施に必要なノウハウ、知見、マネジメント能力等の判断に資する資料

キ 事業費の算出決定の根拠となる資料

2 応募に当たっての留意事項

提案者が、提案書及び添付書類（以下「提案書等」という。）の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）第17条第1項又は第2項の規定に基づく交付決定の取消しを受けたことがある場合には、本事業に係る事業実施主体の適格性の審査に

において、その事実を考慮するものとします。

3 書類の提出方法等

(1) 提出方法

第7に記載する書類提出先に、持参、郵送又はメールにて提出願います。

(2) 提出期限

令和5年7月18日（火）17時まで（郵送による提出も同日時までの必着）

(3) 提出に当たっての留意事項

ア 提案書に、事業実施主体として不適格、虚偽の記載、必須となっている添付書類の添付漏れ等不備がある場合には、審査対象となりませんので、御注意の上作成願います。

イ 持参、郵送にて提出する提案書等は、1提案者につき1点に限ります。

ウ 持参、郵送に提出する提案書等の提出部数は1部です。（提出いただく提案書につきましては、コピーの原紙として使用しますので、パンフレット等も含めそのままコピーできるよう、A4片面クリップ留めで提出願います。）

エ 書類の作成及び提出に要する一切の費用は提案者の負担とし、提案書等の返却は行いません。

オ 提出された書類については、個人情報保護に努め、国の審査以外には使用いたしません。

カ 提出された書類については、必要に応じて内容について問合せをいたします。

第4 提案書の選定等

1 審査方法

農林水産省近畿農政局長（以下「近畿農政局長」という。）は、外部有識者等から成る選定審査委員会を設置し、2の審査の観点に基づき、提案書等の内容について書類審査及び必要に応じてヒアリング審査を行い、その評価結果を基に振興交付金を交付する候補者（以下「交付候補者」という。）の案を決定します。なお、振興交付金の額は予算の範囲内で調整されるほか、対象経費等の精査の結果、提案額より減額されることがあります。

選定審査委員会の議事及び審査内容については非公開とし、一切の質問は受け付けませんので御了承願います。

2 審査の観点

(1) 事業の趣旨及び目的の理解度

- ・ 事業の趣旨や目的を理解しているか

(2) 事業の実現性と効率性

- ・ 実現性のある計画となっているか
- ・ 計画の実現に向け、効率的かつ適切な経費支出となっているか

(3) 事業遂行のための実施体制及び技術力、組織運営の妥当性

- ・ 事業実施に必要な責任者が配置されており、かつ、必要な人材及び体制が確保

されているか。

- ・ 適切な経理処理能力を有しているか

3 審査結果の通知等

近畿農政局長は、選定審査委員会の選定結果を踏まえ、交付候補者を選定し、交付候補者となった提案者に対してその旨を、それ以外の提案者に対しては交付候補者とならなかった旨をそれぞれ通知します。また、その通知の中で、第5の1の申請に当たって条件を付すことがあります。

選定の通知は、交付候補者となったことをお知らせするものであり、振興交付金の交付は、別途、必要な手続を経て正式に決定されることになります。

なお、交付候補者が辞退等した場合、交付候補者とならなかった提案者の中から、改めて交付候補者を選定する場合があります。その際は、事前に該当する提案者には連絡します。

第5 事業の実施及び振興交付金の交付に必要な手続等

1 農山漁村振興推進計画及び事業実施計画の申請及び承認

交付候補者は、通知を受けてから1月以内に農山漁村振興推進計画及び事業実施計画（以下「振興推進計画等」という。）を近畿農政局長に申請し、その承認を受けてください。

なお、事業内容や対象経費の精査等のため、必要に応じてヒアリングを行うことがあります。

また、振興推進計画等の承認に当たり、対象経費を確認するため以下の資料が必要となりますので、これらの計画に添付してください。対象経費の精査により、一部の経費が振興交付金の対象経費として認められない場合がありますので御了承願います。

（1）賃金及び謝金については、単価の適切な根拠資料

※別添の「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」を十分参照の上作成願います。

（2）旅費については、旅費規程など適切な根拠資料

（3）委託料については、積算、複数者からの見積書等の根拠資料等

2 振興交付金の支払手続

近畿農政局長が振興推進計画等を承認したときは、交付候補者に対して振興交付金割当通知を送付し、承認された事業に割り当てる振興交付金の額をお知らせします。

交付候補者は、国の指示に従い速やかに、交付等要綱の第10に定める交付申請書を作成し、近畿農政局長に提出願います。

その後、近畿農政局長から発出する交付決定通知の通知日以降に、振興推進計画等に記載された振興交付金の対象となる事業を開始することができます。（交付決定通知の通知日より前に発生した経費は、原則として交付の対象になりません。）

振興交付金の支払方法は、事業終了後の精算払（後払いかつ実績精算とする。）を原則とします。支払に関する手続は、以下のとおりです。

- （１）交付事業者は、事業実施年度の翌年度の４月１０日又は事業完了の日から起算して１月を経過した日のいずれか早い期日までに、別に定める実績報告書を作成し、領収書等の写しを添付して、近畿農政局長に提出していただきます。
- （２）その後、提出された実績報告書と領収書等の写しを審査の上、交付決定額の範囲内で、実際に使用された経費について交付する額を確定し、確定通知の送付により振興交付金が支払われます。
- （３）事業終了前の支払い（概算払）が認められる場合は、国との事前協議が必要です。ので御注意願います。

第６ 事業実施に当たっての留意事項

１ 成果物等の帰属について

本事業を実施することにより作成した著作物（WEB サイト、ポスター、リーフレット、図、表、写真、動画、データ等）に関する著作権は交付事業者に帰属しますが、国が公共の利益のため特に必要があるとして、その理由を明らかにして当該著作権を利用し、又は利用させる権利を求める場合には、交付事業者は無償で当該権利を国又は利用者に許諾することとします。

また、交付事業期間中及び交付事業終了後５年間に於いて、交付事業者は、交付事業の成果により生じた著作権について、国以外の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に近畿農政局長に協議して承諾を得ることとします。

２ 収益状況の報告及び納付

事業成果の実用化等に伴い収益が生じた場合には、交付等要綱等に従い収益の状況を報告することとし、相当の収益を得たと認められるときには、交付を受けた補助金の額を限度として、交付した振興交付金の全部又は一部に相当する金額を国に納付していただきます。

３ 振興交付金の返還について

振興交付金の交付決定通知の通知日より前に本事業に着手するなど、補助金適正化法に違反して振興交付金を使用した場合は、振興交付金の交付決定が取り消され、受け取った振興交付金の全部又は一部について返還を求めることがありますので御注意願います。

４ 罰則について

不正な手段により振興交付金の交付を受けるなどをした場合は、懲役又は罰金の刑が科せられることがありますので御注意願います。

本事業の実施に当たり、調査等を行う場合がありますので、予め御承知おきください。

第7 問合せ先及び書類提出先

問合せについては、以下の連絡先に電話により連絡願います。なお、問合せ時間は、平日のみで9:00～17:00の間となります。

また、書類提出先も同様となります。

【連絡先】

農林水産省近畿農政局農村振興部都市農村交流課
〒602-8054

京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町

TEL：075-414-9065 （内線）2592・2594

E-mail：nouhaku_kinki@maff.go.jp

別表 1 対象経費の区分等

区 分	経 費
1 人件費	臨時に雇用される事務補助員等の賃金
2 報償費	謝金
3 旅費	普通旅費及び特別旅費（委員等旅費、研修旅費及び日額旅費）
4 需用費	消耗品費、車両燃料費、印刷製本費等
5 役務費	通信運搬費、筆耕・翻訳費、広告料等
6 委託料	コンサルタント等の委託料
7 使用料及び賃借料	会場、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
8 備品購入費	施策の実施に最低限必要な事業用機械器具等の購入費
9 報酬	技術員手当（給料、職員手当（ただし退職手当を除く。））
10 共済費等	共済組合負担金、社会保険料、損害保険料等

注意点

- 1 支払いを証明できる証拠書類等が保存されていない場合は、原則として対象経費として認められません。
- 2 交付決定通知日以前に発注、購入、契約等を実施したもの及び既に支出済の経費は、本事業の対象経費とはなりません。
- 3 対象経費として計上する経費には、他の官公庁や自治体等の支援制度を併用することは認められません。
- 4 本事業の遂行とは認められない経費（例えば、飲食、煙草、手土産、接待等に要する経費等）は、対象経費とはなりません。

別表 2

事 項	具体的な事業内容	公募上限額 及び 公募予定数
近畿農政局農泊推進プロモーション	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の2府4県の農泊地域において、2025年に開幕する大阪・関西万博等に向けて農泊地域の魅力向上を図るため、農泊地域の受け入れ環境を整備するとともに、地域資源の観光コンテンツの有効活用、農泊地域の情報発信、農泊の取組の拡大及びこれまで取り組まれた農泊地域のフォローアップ等を行うため、次の取組を支援する。なお、観光コンテンツには、食文化、世界農業遺産、世界かんがい施設遺産、棚田及びジビエ等を含む。 1. 大阪・関西万博等に向けた農泊地域の受け入れ環境の整備 ① 農政局との協議の上で定めるインバウンドの増加に取り組む意向がある地域（10～20 地域程度）をモデル地域とし、このモデル地域に在日外国人等を派遣して、インバウンドの誘致・滞在に向けた多言語化のための支援（例えば、地域の特徴、歴史及び観光コンテンツ、宿泊時における施設の使用方法や英語による情報の提供に必要な案内板等の作成支援）をモデル的に実践する取組。 ② 上記①により、取り組んだ内容を事例集としてとりまとめ、近畿管内の農泊地域へ横展開する取組。 ③ 上記①の取組を踏まえ、大阪・関西万博等で訪日するインバウンドの誘致に向けて、主要な観光コンテンツと農泊地域をめぐるツアー等の旅行商品を企画する取組。 ④ 上記③にて作成したツアーを該当地域が属する DMO、旅行会社等と調整し、旅行商品化する取組。 ⑤ 上記④にて商品化したツアーをインバウンド等に広報する取組。 ⑥ 上記⑤の広報の効果等をツアーの参加状況等から分析することにより、効果的な農泊ツアー等の旅行商品を企画・広報するための手順、留意点等を取りまとめる取組。 2. 大阪・関西万博等に向けた農泊地域のプロモーション ① 令和4年度に作成した「近畿農泊ガイドブック」について、農泊地域の意向等を踏まえて、大阪・関西万博等で訪日するインバウンドに向けた「近畿農泊ガイドブックー英語版ー」を作成する取組。 ② 国内に向けた農泊地域の情報発信として、令和4年度に作成した「近畿農泊ガイドブック」を増刷、配布する取組。なお、「近畿農泊ガイドブック」の原本については、近畿農政局が提供する。	1,300 万円を上限として、1 事業実施主体を公募します。